

訓令甲第 20 号

非常勤職員の公務災害補償等の実施に関する規程を次のように定める。

平成 21 年 9 月 1 日

警視総監 米 村 敏 朗

非常勤職員の公務災害補償等の実施に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、実施機関たる警視総監が実施する東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年東京都条例第 114 号。以下「条例」という。）及び東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年都規則第 83 号。以下「施行規則」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において「職員」とは、警視総監が委嘱し、又は採用した職員で、条例第 2 条の規定に該当する非常勤職員をいう。

(福祉事業の実施)

第 3 条 公務上の災害又は通勤による災害（以下「公務災害等」という。）を受けた職員及びその遺族に対する福祉事業の実施については、施行規則第 18 条の 2 から第 22 条までの規定によるほか、東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和 50 年東京都規則第 229 号。以下「都規則」という。）第 2 条から第 10 条まで、第 11 条の 2 第 1 項、第 12 条の 2、第 12 条の 3 及び附則第 3 項の規定の例による。

2 前項の都規則の適用に当たっては、同規則中「知事」とあるのは「警視総監」と読み替えるものとする。

(休業援護金等の申請)

第 4 条 都規則第 3 条に規定する休業援護金の支給等を受けようとする者は、警視総監に申請するものとする。

2 前項の申請は、支給事由の生じた日の翌日から起算して 2 年（都規則第 3 条第 6 号から第 9 号までに規定する支給金及び給付金の支給に係る申請については、5 年）以内に行わなければならない。

(未支給の福祉事業の申請)

第 5 条 都規則第 10 条に規定する未支給の福祉事業の支給を受けようとする者は、警視総監に申請するものとする。

(支給の決定)

第 6 条 警視総監は、第 4 条及び第 5 条の規定による申請を受理したときは、承認するかど

うかを決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（警務部長への委任）

第7条 条例に基づく事務のうち、次に掲げるものは、警務部長が実施するものとする。

- (1) 公務災害等の認定請求の申請の受理
- (2) 公務災害等の認定等の決定通知
- (3) 公務災害等の補償の実施
- (4) 福祉事業の実施

（事務処理）

第8条 この規程を実施するため必要な事項は、警務部長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

（廃止規定）

2 非常勤職員の公務災害等に伴う福祉施設の実施に関する規程（昭和51年1月19日訓令甲第1号）は、廃止する。